

〔史料紹介〕

近代移行期における山村の開発と由緒

——秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻——

加藤衛拓
芳賀和樹
渡部圭一

はじめに

一 「勤労書上扣」の史料的价值

(一) 「勤労書上扣」の原本

(二) 「勤労書上扣」の構成

(三) 「勤労書上扣」の伝来

二 「勤労書上扣」にみる湊家・佐藤家の事績

(一) 湊家による耕地の管理・開発

(二) 佐藤家と御山守の活動

おわりに

はじめに

筆者らは平成二二年(二〇一〇)から、秋田県北秋田市阿仁荒瀬地区の湊榮興家所蔵文書を整理・分析している¹⁾。同地区は県内陸部を北流する阿仁川の最上流に位置し、近世の荒瀬村の範囲におおよそ相当する。同村は

近代移行期における山村の開発と由緒

一七世紀後半まで、近接する小淵村肝煎の支配下にあつたが、元禄一一年(一六九八)には別途肝煎が置かれ、本郷として独立した。その後、享保一六年(一七三二)から世襲的に肝煎役を勤めたのが湊家である。

秋田藩では、本郷―枝郷という村どうしの上下関係が広くみられ、荒瀬村も多いときには三〇か村以上の枝郷を附属させていた。この枝郷には、肝煎の代わりに地主と呼ばれる村役人が置かれた。荒瀬村の東には、近世日本でも屈指の出銅量を誇つた阿仁銅山がある。当時、銅山の発展と継続には大量の林産物が必要であつた。そこで藩は、銅山掛山と称する藩営林を阿仁銅山周辺に設定し、林産物の安定供給を図つた。荒瀬村とその枝郷村々の山林の多くは、この銅山掛山に指定されており、とくに製錬用の薪炭の生産に利用された。また枝郷の根子村・打当村等は、いわゆる阿仁マタギの拠点集落とされている²⁾。このように荒瀬村とその枝郷村々は、山林に生業の基盤を置く山村のひとつとして位置付けられる。

一方で筆者らのこれまでの分析によると、当該地域では近世を通じて耕地開発が続き、耕地面積は寛文一二年(一六七二)の約一〇〇町歩から明治

初年の約一六八町歩へと七割近く増加している。とくに水田面積は、約四八町歩から約一二六町歩へとおよそ三倍に増加している。^③

本稿で紹介する明治三年（一八七〇）正月「勤労書上扣」は、湊家が藩に提出した由緒書等の控や案文を合綴したものである。主に天保期から明治初期にかけての湊家の事績が記述されており、とくに耕地の管理・開発にかかわる内容に多くの紙幅が割かれている。また本史料には、枝郷根子村の地主で、銅山掛山の御山守でもあった佐藤家（湊家とは親戚関係にある）の勤労書上も一緒に綴られている。御山守とは、一定区域の藩営林を持ち場とし、盗伐の取り締まり等に従事した藩の役職である。^④この解題では、まず「勤労書上扣」の基本情報と史料的价值をまとめたい。その内容を耕地の管理・開発と御山守の活動に着目して紹介したい。

一 「勤労書上扣」の史料的価値

（一）「勤労書上扣」の原本

現在、湊家には「勤労書上扣」のコピー一部が残されている。このコピーは緑色の厚紙を表紙にしてくるみ製本され、「⑤ 故湊長左衛門／農村経営事蹟参考資料／北秋田郡荒瀬村農会」と表題が書かれている。現在、「勤労書上扣」の原本はなんらかの理由で行方がわからなくなっているため、本稿ではコピーをもとに翻刻を公表することとした。わずかに複製の不完全な箇所がある以外、判読に支障はなく、コピーと原本の関係や伝来等もはっきりしていることから、原本に準じるものとして取り扱うことが可能であると判断したためである。

このコピーは、平成二年（一九九〇）頃に郷土史家である吉田英一氏^⑤によって作成された。榮興氏によれば、当時、蔵の文書は未整理であったが、文書の閲覧を望む吉田氏の依頼をうけ、母屋の納戸に保管されていた「勤労書上扣」の原本を貸し出した。のちに原本は返却され、さらに同氏からコピーと翻刻（手書き原稿を製本したもの）が提供された。^⑥当時コピー機はまだ珍しかったが、吉田氏の職歴からみてコピーをとることは容易であったと推定される。なお湊夫妻はこの手書き原稿などをもとに「湊文書」と題した史料集を出版している。^⑦

（二）「勤労書上扣」の構成

「勤労書上扣」の原本は、縦帳一冊、およそ八〇丁からなる。表1に示したとおり、一四の史料（いずれも控え・案文が合綴されている）。

このうち①②は一对のものである。③④は酷似しており、肝煎湊長左衛門と根子村地主佐藤正治が、それぞれ万延元年（一八六〇）・元治元年（一八六四）に苗字帯刀を許可された際の文書の写しを県庁に提出したものである。^⑧⑤は③の一部（勤功）を書き上げた部分の案文で、⑥は藩役人が長左衛門の褒賞を上申した際の史料の写しである。⑦⑧⑨⑩は、「勤功」を書き上げる際に参考とされたであろうもので、後述する「他郷渡り」田地の「買戻し」（引戻し）一件に関する史料の写しである。⑪⑫⑬⑭は一組のもので、⑪は⑤と同じく③の一部の案文である。⑫は③⑤⑪の添書として作成されたもので、長百姓らが長左衛門の褒賞を出願した願書の控えである。⑬⑭は③⑤⑪の別紙として作成されたものの控えである。表題の「前々より取調ニ付未十二月書上共」という記載から、明治三年（一八七〇）・四年

表1 「勤労書上扣」の構成

番号	年代	表題	作成・差出・宛所
①	明治三年	乍恐以口上書奉申上候	荒瀬村肝煎湊長左衛門↓
②	明治三年	乍恐以口上書奉申上候御事	荒瀬村長百性善左衛門他八人↓
③	明治四年	乍恐以書付奉申上候御事	荒瀬村肝煎湊長左衛門↓県庁御伝達所
④	明治四年	乍恐以書付奉申上候	荒瀬村支郷根子村佐藤忠太↓県庁御伝達所
⑤	万延元年	乍恐以口上書奉申上候	荒瀬村肝煎長左衛門↓
⑥	万延元年	—	安東多門↓
⑦	天保七年	水無村源藏田地村方ニ有之 分相調候人別書上覚	—
⑧	天保七年	覚	荒瀬村肝煎長左衛門他三人↓御扱様
⑨	弘化三年	指上候書付之事	幸屋村地主長治他二人↓肝煎長左衛門殿
⑩	弘化三年	田地受返書上	幸屋渡村地主久治他八人↓本郷御役処
⑪	万延元年	乍恐以口上書奉申上候御事	荒瀬村肝煎長左衛門↓安東多門殿
⑫	万延元年	乍恐以口上書奉願上候御事	荒瀬村長百性善左衛門他七人↓安東多門殿
⑬	万延元年	別紙覚	荒瀬村肝煎長左衛門↓安東多門殿
⑭	万延元年	他郷渡り高引戻書上	荒瀬村肝煎長左衛門↓安東多門殿

の二度の書上の控えと、それに先立つ万延元年・元治元年の書上の案文・控え、およびその作成時に参考とされた史料の写しを、まとめて綴ったことがわかる。ここでは冒頭の表題に基づき、本史料全体を「勤労書上扣」と呼んでおく。

先述のとおり湊家は享保期から代々肝煎を世襲してきたが、「勤労書上扣」に写された万延元年の書上(③⑤⑪)は、いずれも当時の当主湊長左衛門(文化二年(一八一五)~明治三年)が肝煎役を拝命した天保八年(一八三七)以降の「勤功」を書き上げている。明治三年の書上(①②)は、その後の戊辰戦争(東北戦争)の功績を書き加えた形であるが、これも同じ長左衛門の活動期間にあたっている。つまり「勤労書上扣」とは実質的にこの湊長左

衛門の「勤功」を書き上げた史料であるが、次に述べるように、家・村にとっては単に一人物の事績をこえた意味をあわせもっている。

(三) 「勤労書上扣」の伝来

現在、「勤労書上扣」のコピーは湊家の過去帳を収めた文箱とともに納戸(母屋の一室)で保管されている。聞き取りによれば、吉田英一氏に貸し出した当時の原本も同じ保管状況であったという。蔵に移されず母屋にあったという事実は、同史料が家の由緒や顕彰に関わる一種の現用資料として区別されていたことを示している(詳述しえないが、同家の過去帳にも堰の開鑿の願出書や苗字帯刀の許可書など「勤功御賞」に関する近世文書がいくつか書写されており、内容の重複も多い)。湊家自身にとって「勤労書上扣」の内容がもった意味の大きさをうかがわせるに足る。

また「勤労書上扣」の内容は、湊家にとどまらず、荒瀬村という地域の歴史叙述にとっても意義を有するものであった。「勤労書上扣」の冒頭には、「北秋田郡荒瀬村役場」の野紙に書かれた三丁ほどの豎帳が付されている。これは昭和三年(一九二八)八月八日付で、北秋田郡荒瀬村農会が「同氏(引用者注)湊長左衛門を指す)農村経営事蹟参考資料トシテ別冊記録綴一冊出品致シ候」として、同史料を提出した際の添え状である。湊長左衛門の事績が「開墾ノコト」「自作農維持ノコト」「堰開鑿ノコト」など七項目にわたってまとめられ、その内容はまさに「勤労書上扣」の要約となっている。

この「出品」との関連は明らかではないが、昭和三七年に出版された「阿仁合町郷土誌」の「湊長左衛門」の項目⁹⁾には、上記の七項目と同文の内容

が載せられている。湊長左衛門の事績の一つである田地の「買戻し」は、ここでは「殊に前田庄司家に大部分併合せられたのも現在では庄司家所有田地当村に皆無なるは湊長左衛門の施設に因るものなり」とあり、別の郷土誌の書物では「今日の農地改革の先を行くもの」ともいう。^⑩ 堰の開鑿については、地区の記念碑にも類似する内容が記されている。^⑫ 湊家の活動が近代の地域の歴史として意味づけられているのである。

二 「勤労書上扣」にみる湊家・佐藤家の事績

(一) 湊家による耕地の管理・開発

湊家の事績のなかでも、天保期における「他郷渡り」田地の「買戻し」(引戻し)一件は、本郷―枝郷の関係を検討するうえでも示唆に富む。この一件は、凶作を契機として他郷に渡った本郷・枝郷の耕地を、長左衛門が中心となって買戻したものである^(①②③⑤⑪)。湊家にのこる証書類を検討すると、天保四年(一八三三)の飢饉後、土地売買や土地を抵当に入れた借金が急速に展開した様子を看取できる。^⑬ 他郷へ流出し、「買戻し」の対象となった耕地の内訳は^⑮に示されている(表1参照)。これによると、天保八年―一五年の間に、水無村(現・北秋田市阿仁水無源蔵、前田村(現・北秋田市阿仁前田)庄司元五郎、銀山町(現・北秋田市阿仁銀山)理左衛門、同町長四郎、同町喜惣兵衛、平里村(現・北秋田市小又平里)八郎兵衛、吉田村(現・北秋田市阿仁吉田)吉右衛門の七人から合計九万刈余りの耕地を買い戻している。この際、金銭に余裕のない者に対しては、郡方から銭・米が貸与された。なお⑦には、源蔵からの買い戻しに必要な銭の調達状況が、符

人(所持人)ごとに示されている(附表2参照)。^⑭ ⑧によると、郡方から符人へ二六一貫文余りが貸与されている。この二六一貫文余りは一〇か年賦とされ、万一、符人が返済できない場合には郷中が返済するという。「買戻し」が完了すると、枝郷村々から長左衛門に対し、該当耕地の書上が提出された^(⑨⑩)。とくに幸屋村から提出された書上^(⑨)では、郡方の金銭貸与を引き出し「買戻し」に尽力した長左衛門の功績が讃えられ、今後は土地の売却・質入を行わず、村人一丸となって郷中を引き立ていく旨が誓約されている。^⑮ このように「買戻し」一件は、本郷―枝郷関係を再確認する契機になったと考えられる。

また湊家の事績としては、佐山沢を水源とする水田開発も特筆される^(①②③⑤⑪)。この計画は天保一三年からあり、郷中での相談を経て、水路の開削が開始された。ところが開削距離が長いうえ、堅固な岩が障害となり、計画は途中で断念された。これを忍びなく思ったのか、長左衛門は安政四年(一八五七)から「自分物入」で水路の開削を再開し、万延元年(一八六〇)までに五〇〇〇石の「開田」を実現させた。^⑯

とはいえ、「当村之儀者長沢目、多分之人口ニ御座候処、御田地不足之ため、多分買食を以相続之者勝ニ御座候」と強調されるように、荒瀬村とその枝郷村々では人口に比して耕地が少なく、農業以外の諸稼ぎにより生計を立てる者が多かった。こうした村々にとって、凶作への備えは重要な課題であった。そこで長左衛門は、嘉永六年(一八五三)から安政四年にかけて郡方から米を一七五石拝領し、村方でも三三五石を積み立て、合計五〇〇石(粃で八三三石)を郷備米とした^(①②③⑤⑪)。

こうした「他郷渡り」田地の「買戻し」や耕地開発、郷備米等の功績により、長左衛門は万延元年九月に名字帯刀を許されている^(③)。

(二) 佐藤家と御山守の活動

④には、元治元年(一八六四)に佐藤正治が藩役人へ提出した勤労書上の写しが含まれている。これによると、天保六年(一八三五)に父親から地主役を引き継いだ正治は、翌年より湊家による田地の「買戻し」に協力し、各所との交渉や金銭の調達に尽力した。

同一〇年になると、正治は銅山掛山の御山守を拝命した。御山守となった正治は、盗伐の取り締まりの傍ら、「台切」の使用を山子一人一人に勸奨してまわり、その普及に努めた¹⁷。同一三年に自身が担当する大又沢・小又沢で薪の「番山繰」¹⁸が命じられると、正治は薪の生産量を調査して必要量と照合する「棚調」と、伐出の請負人等に支払われる代金の算出を行った。また根子村では、以前から銅山掛山の土地を拝借し、「鹿ノ子畑」(焼畑)を営んでいた。跡地はその都度、藩に返上していたが、こうした焼畑跡地では樹木の生育が不良であった。このため正治は、弘化元年(一八四四)よりナラやブナの実生苗を育成し植栽することで、山林資源の回復を図った。その後も焼畑を終えて土地を返上する度に、苗木を植栽したという。なお同年には、萱草の船渡しの代わりに橋を架け、銅山用木炭等の円滑な運搬に寄与した。嘉永五年(一八五二)には、これまでの実績に対し、藩の銅山方から二人扶持が与えられることになった。安政三年(一八五〇)になると、荒瀬留・銀山留の管理と薪の水揚げの差配が命じられた。当時、薪は河川の流水を用いて運搬し、下流の柵で集めて水揚げした。この柵を「川留」といい、荒瀬村・銀山町の川辺に設置された「川留」を荒瀬留・銀山留と呼んだ¹⁹。正治は五年間、大過なく「川留」の管理と水揚げの差配

近代移行期における山村の開発と由緒

を勤めたという。文久元年(一八六一)には、粕内橋の補強工事を命じられ、それを成功させた。これにより、銅山用木炭の運送は円滑となった。

こうした御山守に関する職務と並行して、弘化五年以降、正治は用水路を開削し、根子村の地藏台・庄司ヶ野、同じ枝郷である笑内村の定右衛門野で耕地を開発し、三万二〇〇〇疇の開田を実現している²⁰。

こうした「他郷渡り」田地の「買戻し」や耕地開発の功績、御山守として実績等により、正治は元治元年一二月に名字帯刀を許されている。

おわりに

以上のように荒瀬村とその枝郷村々では、従来注目されてきた薪炭生産や狩猟だけでなく、旺盛な耕地開発がみられた。こうした動向は、荒瀬村の周辺でも同様であったとみられる。これにともない、草肥の需要が増大すると、荒瀬村とその周辺では採草地をめぐる争論が発生した²¹。耕地開発の進展は、既存の山林利用の秩序にも動揺を与えたのである。

一方、御山守の活動や阿仁銅山の御用への裨益を強調した佐藤家の勤労書上は、阿仁銅山山麓に位置し、豊富な山林を擁した根子村の有力家ならではものといえよう。

最後に、この「勤労書上扣」には、戊辰戦争(東北戦争)時の動向も記述されている点を指摘して擲筆したい。たとえば、藩から比内地方の防御のために人足の供出が命じられた際には、長左衛門の息子で肝煎見習の勇吉が人足を引き連れて参上している。また「御軍事御用」として、草鞋・松明・筵・縄・鶏・漬物・梅漬を上納したことも知られる。さらに庄内藩との戦闘においては、「当村狩人共兼而新組鉄砲方被御付罷有候」とあるよ

うに、多数のマガギを「新組鉄砲方」として参戦させたという(①②)。こうした東北戦争への対応が、自家ひいては村の功績のひとつとして認識されている点は、当該地域の特徴を捉えるうえで示唆に富む。

註

- (1) 湊家文書と荒瀬村の概要については、湊榮興・智子編『湊文書―秋田郡大阿仁村々村方文書(私家版、二〇〇八年)、渡部圭一・芳賀和樹・福田恵・湯澤規子・加藤衛拓「阿仁銅山山麓における山村社会の森林資源管理―秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻―」(『筑波大学農林社会経済研究』三〇、二〇一四年)、同「阿仁川上流域における村社会と耕地管理―秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻―」(『筑波大学農林社会経済研究』三一、二〇一五年)、芳賀和樹・渡部圭一・加藤衛拓「阿仁銅山山麓における森林資源利用の均衡と対抗―秋田藩領荒瀬村肝煎・湊家文書の解題と翻刻―」(徳川林政史研究所『研究紀要』五〇《『金鏡叢書』四三所収》、二〇一六年)を参照。
- (2) 阿仁川上流域のマガギと山間集落の位置付けについては、田口洋美「マガギ―森と狩人の記録―」(慶友社、一九九四年)などによる。
- (3) 前掲渡部ほか「阿仁川上流域における村社会と耕地管理」八〇九頁。
- (4) 芳賀和樹「秋田藩の林政と山林資源管理技術」(『歴史学研究』九六三、二〇一七年)八四頁。
- (5) 吉田英一氏は、大正六年、秋田県北秋田郡阿仁合町(現・北秋田市)阿仁銀山上新町生まれ。昭和一〇年から同二四年まで茨城県日立市の日立製作所勤務、同三〇年から同五五年まで阿仁合郵便局長、同局長退職後、阿仁町教育委員長、阿仁町町史編さん委員長などを歴任。平成九年頃逝去。郷土史家として吉田英一「石は語る」(私家版、一九九〇年)等の著作がある。以上の経歴は同書「著者略歴」による。なおコピー時期の判断は、吉田氏による翻刻原稿に「平成二年九月解読筆写吉田英一」とあることによる。吉田氏が当該コピーから翻刻作業をしたことは、冊子の中でコピー不鮮明の部分が□で表記されていることから判断できる。原本を照合しなかったのは、吉田氏が原本を早々に湊家に返却していた

ためであろう。

- (6) 以上、この段落の記述は、令和元年九月七日、湊榮興氏・智子氏夫妻からの聞き取りによる。
- (7) 前掲湊編『湊文書』。湊夫妻は平成一〇年頃に自前のコピー機を購入、家蔵文書の一部のコピーをとって、地元の郷土史家(北秋田市阿仁比立内在住)である春日克男氏に翻刻を依頼した。春日氏の提供した手書きの翻刻原稿は、夫人の湊智子氏の手でパソコンへ入力され、上記の史料集に結実した。同書中「勤労書上扣」は、吉田英一氏の手書き原稿(註(5)参照)をもとに翻刻されている。本稿で公表する翻刻は、文字の判読等の点で『湊文書』のものとは違いもあるが、当初、筆者らが「勤労書上扣」の重要性を見出すにあたってはこの『湊文書』から多大な示唆を得た。
- (8) 表題の「勤労書上」「勤功御取調」の文言からみて、明治三―四年に秋田藩で何らかの由緒調査が実施された可能性が高いが、詳細を確定するには至っていない。
- (9) 工藤由四郎編『阿仁合町郷土誌』(私家版、一九六二年)一六六―一六七頁。
- (10) 引用は前掲工藤編『阿仁合町郷土誌』一六六頁によるが、仮名遣い以外は「勤労書上扣」の出品添え状と同文である。前田庄司家とは前田村(現・北秋田市阿仁前田)の大規模地主で、大正二―四年から昭和四年にかけて大規模な小作争議を生じた庄司家をさす。
- (11) 松田広房編述『北秋田郡大阿仁村発達史』(大阿仁佛教会、一九五四年)八九頁。
- (12) 昭和五七年一二月に荒瀬部落会などが荒瀬地区コミュニティセンター脇の荒瀬農村公園に建立した、農村総合整備モデル事業の竣工記念碑。「地区の沿革」として湊左衛門による堰の開鑿の事績が明記されている。
- (13) 前掲渡部ほか「阿仁川上流域における村社会と耕地管理」一五頁。
- (14) 附表1にくらべると合計が六四〇〇割少ない。これは書上作成後に「買戻し」対象として追加された分と推測される。
- (15) 幸屋村だけでなく主要な枝郷一三か村の地主が連名で、長左衛門へ同様の内容を誓約している。前掲渡部ほか「阿仁川上流域における村社会と耕地管理」

一五頁。

(16) 安政四年(万延元年)における用水路開削には、錢二万二〇〇貫文以上が費やされた。前掲渡部ほか「阿仁川上流域における村社会と耕地管理」一三三頁。

(17) 「台切」とは仙台藩領から伝わった一人使いの手曲鋸で、天保八年、銅山掛山における薪の伐採・加工に斧に代わって導入された。薪の伐採・加工を担う山子たちは、はじめこそ「台切」の使用に慣れず、作業効率を低下させたが、東作や御山守の指導を受け、次第に「台切」を使いこなせるようになった。芳賀和樹「秋田藩阿仁銅山掛山における御用焼木生産」(河西英通・浪川健治編『グローバル化のなかの日本史像』岩田書院、二〇一三年)九六～九九頁。

(18) 「番山線」とは長期的な伐採計画を指すが、ここでは「番山線」に基づく伐

採そのものを表すと考えられる。「番山線」については前掲芳賀「秋田藩の林政と山林資源管理技術」八六～八七頁。

(19) 前掲芳賀「秋田藩阿仁銅山掛山における御用焼木生産」八三～八五頁。

(20) このほか長左衛門と協力して、一万五〇〇〇畝の開田を実現している。

(21) 前掲渡部ほか「阿仁川上流域における村社会と耕地管理」一二二頁。

〔附記〕 本稿は二〇一五～二〇一九年度科学研究費補助金(基盤研究(B))「東北型

社会の特質に関する史的研究…地域資源の開発・管理・利用との関係を重視して」(課題番号一五H〇四五六〇、研究代表者加藤衛広)による成果の一部である。

凡例

- (1) ここに翻刻するのは、秋田県北秋田市阿仁荒瀬地区に所在する湊築興家所蔵文書のうち、「勤勞書上扣」の表題のある豎帳一冊である。
- (2) 漢字は常用漢字を使用した。
- (3) 変体仮名は仮名に改めたが、助詞の「者」「江」「而」「茂」「与」などは残した。
- (4) 適宜読点(、)と中黒(・)を補った。
- (5) 虫喰いや破損、綴じ目によって判読できない文字は、該当する文字数を□で示した。文字数が判断できない場合は「」とした。文字が推定できる場合は()内に注記した。
- (6) 明らかな誤字や当て字は、(ママ)とするか、正しい字を()内に注記した。ただし頻出するものは初出箇所に限った。
- (7) 見消やそれに相当する抹消箇所には抹消線を付した(貼紙による修正も同様とした)。文字が完全に塗抹されている箇所は■で示した。抹消後に書き加えられた文字がある場合は、抹消部分の直後に示した。
- (8) 平出、闕字は原文のままとした。改行は原則として再現しなかった。
- (9) 行間に書き加えられた文字は、該当箇所に「」を付して示した。
- (10) 線で囲われていた部分は、□を付して示した。
- (11) 割書は再現しなかった。
- (12) 史料の一部は便宜的に翻刻を省略し、表に整理した。この場合には(中略：附表1参照)のように示した。
- (13) 冒頭の史料から順に、便宜的に①～⑭の番号を付した(解題参照)。

翻刻

〔実紙〕
明治三年

上 勤勞書上扣

前々より取調ニ付未十二月書上共

午正月

湊長左衛門

乍恐以口上書奉申上候

当村之義ハ先年小測村加郷ニ御座候所、長沢目之村居殊ニ仙北郡境銅山麓郷ニ付、肝煎可被立置段元禄十一寅年被仰渡、其後享保十六亥年中私先祖吉左衛門肝煎役被仰付、私迄六代連綿相勤候段、御威光故と重畳難有仕合ニ奉存候御事

□、先祖吉左衛門より私迄連綿勤中、村方開発并ニ起返り切添開共、当高

□、当村之義者支郷拾ニヶ村ニ而、家数人数多分ニ御座候得とも、至而御田

地不足之村居ニ御座候処、先年大凶之頃より不得止不少他郷渡り高二相成、村方困窮仕往々難立行奉存候ニ付、年来心懸ケ天保八酉年御郡方江願申上格段「深切」「品々」取扱を以仕、他郷売券并ニ質入分とも田地九万四千四百九拾刈、同十四辰年迄元符人江無残買戻し仕候ニ付、一沢格別引立ニ相成御威光故と、難有仕合ニ奉存候御事

一、本郷荒瀬村之義ハ家数七拾軒之村居ニ御座候得とも、御高三拾式石余外無御座付、多分無高同様之者勝ニ御座候而、年々小売米等之御苦柄願申上恐入奉存候、依之年来心懸、天保十三寅年より佐山沢水元ニ而村

方開發仕度、長百姓所之堰筋自分物入を以普請取懸り、去ル午年成就仕、同年より申年迄五千刈余開田植付仕、村方余勢ニ罷成申候御事

一、当村之義ハ前書奉申上候通り、長沢目御田地無相応之家数多人數ニ御座候而、多分買食銅山諸働を以相統罷有候ニ付、不作之年柄重き御苦柄ニ相成恐入奉存候、依之一方郷備相立申度年来心懸ケ、嘉永六丑年御郡方江願申上、備御元米として式拾五石被下置、同年より村方格段出精仕、安政四巳年迄五ヶ年中郷備仕御郡方より都合百七拾五石拜領、村方三百廿五石取立、都合穀ニ而八百三拾三石郷備仕、一方之安緒ニ罷成御威光故と難有奉存候御事

一、前書奉申上候通り、他郷渡り高買戻候以來耕作出精仕候ニ付、数年御毛見御苦柄不申上難有奉存候御事

右之趣去ル万延元申度中御尋ニ付奉申上候処、「同年十月中」為御賞永苗字帯刀御免被仰付、冥加至極難有仕合ニ奉存候

一、万延元申年中、村方人別老文備被仰渡、同年より子年迄五ヶ年中米千四百拾七石郷備被仰付候内六拾九石、御足合として五ヶ年割を以被下置四百五拾八石、「先々」村方備置候分とも都合子ノ秋迄全備仕、村方一方之余勢ニ罷成、難有奉存候御事

右之趣、去ル子年秋中御届奉申上候処、兼而御田地不足之村居深切ニ心を用ひ出精之段被思召、追而表方御取調之旨も可有之候得とも、当座為御賞茂木左司馬様定紋付羽織袴ツ拜領被仰付、重畳難有仕合ニ奉存候御事

□^三、前書奉申上候通り、当村開發當時老万式千刈余墾田ニ罷成候ニ付、去ル卯年中御竿入願申上、支郷笑内村分共、当高三拾六石斗老升五合出高と罷成、其外嘉永六丑年中、支郷根子村開發出高拾三石式斗五升六

合、共ニ四拾九石三斗七升老合私勤中出高ニ罷成、兼而御田地不足之村居一方余勢ニ罷成候段、御威光故と難有仕合ニ奉存候御事

一、当村狩人共兼而新組鉄砲方被御付罷有候処、去々辰度中庄内御征討之砌、右人数之内出兵被仰付四月中四拾人繰出し、同八月申北比内御戦争之砌、四拾七人夏秋都合「両度」八拾七人差出申候、右人別困窮之者多分有之、且ツ「家内」老人倅ニ而耕作相成兼候「者俣」俣有之難洪形品々申出も御座候へ共、耕作之義ハ一村中手伝を以相弁可申候、猶跡々相統形之義も一郷見続き取扱可致段申論早速出兵為致、御用無御差支相勤申候、猶又右人別耕作等之義ハ打掻き植仕付ケ、田畑草取り苅取ニ至迄、当人共親類ハ不申及、一郷家並手伝を以無差支相弁極窮之ものハ御郡方へ願申上、御助成として御米三拾俵拜領仕、其外「随而」村方夫れ〳〵助成仕、相統罷有難有奉存候御事

一、比内御戦争之砌、砂子沢為防禦村方人足被仰付候砌、肝煎見習倅勇吉先立人足多人數召連相詰申候、其外「随而夜中ナリとも」米内沢御陣処、鷹巢御陣所詰人足「一」無指支指出申候御事

一、「比内」片山御陣所「御差支ニ付」、御雇詰人足可成丈ケ出精指出候様被仰付、当村より「精々申付」四百五拾五人相勤申候、右御代錢壹人三拾貫文宛被下置、村方ニ而式拾貫文宛合力、都合五拾貫文具置、格段出精為致候ニ付、御扱担様御賞言被下候御事

一、綴子村小繁村馬場加人馬「馬」被仰付、遠方之村方ニ候得とも、人馬「舟」共其時々無御指支相勤申候御事

一、仙北御争戦之折「折」柄、澤殿様御始、新庄様御国御地領官軍、九月中角館より大学野越不時御通行之砌、大学野より水無村まで山道七里之場処、大学野迄御迎人馬水無村迄継立、猶御泊り御小休ミ之御賄ニ至る

迄差懸候事ニ御座候得共、無御指支御用相勤難有奉存候御事

一、仙北郡境大学野并ニ由「戸」沢村境十二段越、右両処往来閑道有之、御戦争中不堅固ニ付、八月中より九月中迄「沓ヶ所」人足三拾人宛為相詰、守護仕候御事

一、去々辰年御軍事御用草鞋五千式百六拾九足、松明千九百拾六本、筵三百枚、繩千式百六拾尋、鶏三拾式把、漬物拾式桶、梅漬三千粒、其時々無指支上納仕候御事

一、私事天保八酉年、親長左衛門引継肝煎被仰付、今年迄三拾四ヶ年御用郷用無滞相勤、御威光重畳難有仕合ニ奉存候御事

右之趣乍恐奉申上候、以上

荒瀬村

肝煎

湊長左衛門

明治三年
午正月

乍恐[㊦]以口上書奉申上候御事

当村肝煎湊長左衛門、享保年中先祖吉左衛門肝煎被仰付候、以来次第

「数代」連綿相勤候段、御威光故と難有仕合ニ奉存候

一、当肝煎湊長左衛門勤中、他郷渡候田地九万四千四百九拾疇、当「同」人取扱を以元符人江無残り買戻仕候より、村方開発仕、其外一方郷備相立、一郷格別引立ニ相成、万端心を用深切ニ相勤候ニ付、去ル申年中為御賞永苗字帯刀御免被仰付、冥加至極難有仕合ニ奉存候

一、申年中人別沓文備被仰渡、子年迄五ヶ年中千四百拾七石全備仕、至而御田地不足之村居、畢竟同人深切ニ心を用ひ取扱候故と奉存候、右勤功

被思召、同年秋中「当座」為御賞茂木左司馬様定紋附羽織沓ツ拝領被仰付、難有仕合ニ奉存候

□、同人開発沓万式千刈余開田ニ相成、去ル卯年中御竿入願申上、支郷笑内村分共三拾六石沓斗沓升五合出高ニ相成、其外嘉永六丑年支郷根子村開発拾三石式斗五升六合共、四拾九石三斗七升沓合勤申出高ニ罷成、至て御田地不足之村居一方引立ニ相成候段、同人深切之取扱故と奉存候

□、一昨年御軍事之砌「三付」、当村新組出兵被仰付候砌、八拾七人之者共品々申諭仕、何れも案緒^(安緒)為致出立後、当人共田畑耕作を始、困窮之者江品々助成仕御用無滞相勤候段、畢竟同人「」深切之取扱故と奉存候

□、「同年」比内御争戦之砌、砂子沢防禦之為詰人足被仰付候砌、同人子供肝煎見習勇吉先立人足多人数召連相詰申候、右ニ付諸向詰人足無差支指出候義、是又同人深切之取扱故と奉存候

一、比内片山并ニ白沢御陣処御雇人足被仰付候砌、当村より四百五拾五人格段申諭為相詰、一方之御用ニ相立候段、同人「并ニ見習勇吉」深切取扱故と奉存候

一、仙北御争戦之砌、沢殿様御始新庄様、御国御地領官軍不時大学野越御通行之砌、指掛候事ニ御座候へ共、人馬継立御賄ニ至迄無指支相勤候段、畢竟同人「并ニ見習勇吉」深切之心配仕候故と奉存候

一、仙北郡境大学野并ニ由「戸」沢村境十二段越往来閑道筋、仙北御争戦之砌不堅固ニ付、八月より九月迄沓ヶ処三拾人宛、両処六拾人、支郷村々割合を以、人足日々無怠為相詰守護仕候義、同人「并ニ見習勇吉」深切之心配故と奉存候

一、綴子村小繁村駅場加人馬被仰付、遠方村方ニ御座候得とも、夜中たり

とも其時々無遅滞人馬繰出し御用相勤、尚又草鞋、松明、筵、「御」兵糧諸「諸」品、被仰付次第無指支上納仕候段、同人「并ニ見習勇吉」深切之「手配」故と奉存候

一、同人事、去ル天保八酉年親引継肝煎役被仰付、今年迄三拾四ヶ年御用郷用無滞相勤、一郷熟和仕、御苦柄等不奉申上段、畢竟取調扱宜敷故と奉存候、委曲此度同人より申立候通ニ御座候間、此段宜敷御聞届、一方御賞被成下度、乍恐奉願上候、以上

荒瀬村長百性

明治三年

善左衛門

午正月

長十郎

長右衛門

兵吉

慶之助

市五郎

伊三郎

与右衛門

五郎惣

〔表紙〕

明治四年

未十二月

勤功御取調ニ付御賞形書上

湊長左衛門

佐藤 忠太 一

乍恐以書付奉申上候御事

近代移行期における山村の開発と由緒

天保八酉年親長左衛門引継肝煎被仰付、御威光を以御用無滞相勤候段、難有仕合ニ奉存候

一、先祖吉左衛門、享保十六亥年肝煎被仰付、■数代連綿相勤父長左衛門勤中迄、村方新開起返り切添とも、当高百四拾九石三斗七升五合出高二相成、別紙書上候通り御座候

一、当村之儀ハ支郷拾弍ヶ村ニ而、家数人数多分ニ御座候処、御田地不足之村居ニ御座候所、先年大凶之頃より不得止、追々他郷渡り高多分御座候而、必止と困窮ニ罷成、御田地手入も行届兼、■往々難立行ニ付兼而心掛ケ、天保八酉年より御郡方へ奉願申上、御威光を以格段取調仕、他郷渡り高別紙書上之通九万四千四百九十石、同十四年辰年迄三元符人江買戻し仕候ニ付、村方格別引立ニ相成、御田地守護護形も行届、随而御毛見御苦柄も相省候段、御威光故と難有仕合ニ奉存候

一、本郷荒瀬村之儀者、家数七拾軒余之村居ニ御座候所、御田地不足ニ而、屋敷畑高共三拾弍石外無御座、無高同様之者勝ニ御座候ニ付、聊不作之年柄も小売米を始、他村異成御苦柄申上恐入奉存候、依之年来開発心掛ケ、安政四巳年佐山沢水元ニ而、村方畑返り起返り新開共御忠進申立、長間殊ニ堅岩難所之関筋、委皆「自分」物入を以普請取懸り、安政申年今年迄田地五千石植付、明年迄壹万石相開申度、熟田次第壹万五千石相開可申取調ニ而、村方一方余勢ニ相成、聊御苦柄相省候段、御威光之程難有仕合ニ奉存候

一、当村之儀者長沢目多分之人口ニ御座候処、御田地不足之ため、多分買食を以相続之者勝ニ御座候得者、万一凶作之年柄、重き御苦柄ニ相成恐入奉存候、依之一方郷備相立申度年来心掛ケ仕、嘉永六丑年御郡方より

候、以上

秋田郡

荒瀬村

肝煎

湊長左衛門

明治四年

辛未十二月

県庁御伝達所

元備として式拾五石被下置候ニ付、同年より村方格段出精取立仕、安政四巳年迄、御郡方より百七拾五石拝領、困窮之村方三百式拾五石取立、都合粃ニ直し八百三拾三石郷備仕、是又十「一」方安堵ニ相成候段難有奉存候一、当沢之儀嶽下沢入之村居之柑席「御座候」得ハ、年々御田地不熟勝ニ御座候得共、御時節柄村方勤弁仕、今年迄十ヶ年之間御毛見御苦柄不申上候御事

右之通り御座候、以上

荒瀬村

肝煎

長左衛門

乍恐^④以書付奉申上候

私事

安東 多門殿

右之通村方添書を以奉申上候処、同年九月中左之通御書付を以御賞被成下難有奉存候

志賀猪三郎支配所

秋田郡

荒瀬村肝煎

長左衛門

十、私先祖根子村切「切」開條^⑤

一、天保七申年荒瀬支配他渡田地引戻し之儀ニ付、肝煎長左衛門へ引渡、其向懸合并ニ錢調達精分仕、追々九万四千苅余元符人へ相返し、壹ヶ年

作徳米式百三拾石余村方融通ニ相成、一沢引立相成申候

一、天保四巳年凶作ニ付、小売米并ニ御獲被下置候ニ付、右取調并ニ取扱被

仰付精密相勤候ニ付、御扱小貫藤七郎様より御賞拝領仕候

一、天保九戌年不作ニ付、翌亥年阿仁比内小売米、御取扱御廻米御用被仰

付、能代町、川尻村、湊町三ヶ処江、四月より九月迄相詰辛勞致候ニ付、御扱湊丈左衛門様より御賞として御錢式拾貫文拜領仕候

一、天保十亥年御山守被仰付、今年廿六ヶ年相勤、御山守護形ニ付、御無

調等も無御座難有奉存候

一、天保八酉年台切御取開成置候得共、山子共手馴不申、早速取開兼候ニ

今年迄肝煎式拾四ヶ年深切相勤、殊ニ兼而困窮之村方ニ付、他渡田「地多」分ニ有之候処、品々心を用追々元符人へ無残「為」買戻し、其外郷備米不少相立、村方開発等も自分物人を以相開、数年御毛見御苦柄も不申上候段、一休取扱行届候次第奇特之之至^⑥候、依之為御賞苗字帯刀御免被成候

九月

右之通万延元年申九月中被仰渡難有仕合ニ奉存候、依之御届ヶ奉申上

付取進方被仰付、数日廻山、山子壺人限ニ御趣意形申論追年御成就、不
少御■益筋ニ相成申候

一、御掛山之内、去年より担村方へ鹿ノ子畑「拝借」被仰付候場所返上ニ
相成候而も、御用木ニ相成候様盛木不仕候ニ付、弘化元辰年申立、楢ノ
実、ブンナノ実蒔立、苗木取立、■露熊沢比立内向沢々共植立仕、猶以
来村々返上之旧地へ為植付候事ニ相成候事

一、弘化元辰年、萱艸舟渡相止、新規橋普請御忠進申上成就仕、先年より
春雪解之節渡支ひ、其外銅山御用炭運送、仙北御廻米人馬往来指支無之、
格別益筋ニ相成、其外渡守給米五石とも舟拵入料相省候ニ付□□満し仕
「仕」、往々橋普請指支無之様仕、御苦柄相省候事

一、天保十三寅年、大又沢小又沢焼木番山繰被仰付、数日廻山仮戸泊り仕、
沢々枝沢共焼木棚調直段付迄仕申立候事
一、嘉永五年年、御山守勤勞ニ被思召、銅山方より御山守勤中式人御扶持
被下置、難有奉存候

一、当沢之内地藏台申処開発御忠進申上、田地壹万疋余相開、嘉永六丑年
御竿入、当高拾三石余出高ニ相成、辛勞免として九分通被下置候、難有
奉存候

一、弘化五申年、根子村庄司ケ野と申所開発七千疋之場所、関筋普請田地
起方へ取懸り罷有候

一、安政三辰年、笑内村之内敷「牧」場台より下も、定右衛門野と申処迄
開発取懸り、今年壹万五千疋余開田仕候

一、右三ヶ処共豊熟田仕、米不足之村居一方引立ニ相成申候

一、安政二卯年、銅山御改革「革」被仰渡ニ付、荒瀬銀山「両」留御普請
焼木水揚共私主人へ被仰付、同六年未年迄五ヶ年相勤候得者、留破損流

木等無御座、御威光之程難有奉存候

一、荒瀬村粕内橋之儀ハ、炭御運送必用之場所ニ御座候所、川幅四十間余
急流ニ而年々橋倉破損不容易御物入之処、去ル酉年中「存」付申上候所、
私へ被仰付普請仕候以來、不審易「如何様之」洪水ニも破損無之、牛馬
往来被下申候、轉運送共無之指支無之不少御入省ニ相成申候

一、去ル午年菩提処耕田寺、小測村より荒瀬へ引越之節願之節、肝煎、長
百性、旦家指立、出府数日逗留御苦柄ニ相成候処、肝煎引越「添」、小
測村入料壹万三百貫文指出、寺ハ永久引越之事ニ相極、右錢始高代之諸
懸り小間居旦家出錢難決仕候ニ付、私処持田地之内□料■五拾石金子
兩「金子」貳百五十兩上車し無利足十ヶ年割、村方へ貸付柑取扱仕候
右之通ニ御座候、以上

根子村

地主

元治元年

正治

子十月

渡邊藤治殿

右之通り肝煎添書を以申上候連「処」、同年十一月、左之通り御書付を
以御賞被成下難有奉存候

阿仁荒瀬村支郷

根子村

御山守

正治

荒瀬村之儀者、本郷支郷共人家不相応、田地不足之村方之上、他「村」
渡之田地多分有之、追々村方衰微上相至候処種々心配致、田地九万四千

苧余本符人江買戻し為致、殊二年來開発へ心を用ひ、長間難所之堰筋相通し、自分物入を以三万式千苧開発致、外ニ肝煎「湊」長左衛門開発へ世話いたし、是又壹万五千苧開田ニ相成、畢竟右等より一沢中耕作を相励候基と相成、且去ル巳年凶饑之砌、郡方廻米取扱頗辛勞致、其外御山守被仰付候以來今年迄式拾六ヶ年格別出精相勤、手内之迷惑を不顧、其向御益筋ニ相成候儀不少、取分今年御上京「京」之御獵人共御用被仰付候所、宜申論速ニ出足為致、一体御用向大切ニ心懸ケ、一村熟和を宗と致候段深切奇特之至リニ候、依而為御賞苗字帯「帯」刀御免被成下、兼而其向より拝領罷有候、御扶持御引上、式人御扶持被下置候

十二月

右之通、元治元子十二月親正治江被仰渡難有奉存候、依而御届奉申上候、以上

荒瀬村支郷

根子村

佐藤忠太

辛未十二月

県庁御伝達所

乍恐以口上書奉申上候

私事天保六未年肝煎見習被仰付、同八酉年親長左衛門引継本役被仰付、御威光ヲ以御用無滞相勤候段、難有仕合ニ奉存候

一、当村之儀者先年小測村支配郷ニ御座候処、長沢目之村居且仙北郡境銅山麓郷ニ而、肝煎無之候而ハ難相成段被仰渡、元禄十一寅年より肝煎被立置、六郎右衛門と申者被仰付、享保十六亥年迄三十四ヶ年之間、治右

衛門、伊兵衛、伊左衛門右四人相勤候後、同年より私先祖吉左衛門肝煎被仰付、私迄六代連綿相勤候段、御憐愍之程難有仕合ニ奉存候、勤中村方開発並ニ鍬延出高共、御竿入相成候分、左之通ニ御座候

一、当高 九斗五升六合 享保十七子年

一、同高 壹石六斗三升 同十八丑年

一、同高 三拾七石九斗六合 寛保三亥年

一、同高 八石八斗六升九合 明和元申年

一、同高 五石五升七合 明和九辰年

一、当高 三石五斗七合 安永三年年

一、同高 三石式斗壹升六合 寛政六寅年

一、同高 拾六石七斗壹合 寛政十一未年

一、同高 五石五斗五升壹合 享保「和」元酉年

一、同高 五石四斗五升壹合 文化十四丑年

一、同高 式拾九石四斗 文政七申年

一、同高 拾四石壹斗壹升壹合 天保式卯年

一、同高 式斗壹升四合 天保十二丑年

一、同高 拾三石式斗六升六合 嘉永六丑年

当高合百四拾九石壹斗四升木命「五石三斗七升五合」

一、当村之義者至而御高不足之村居ニ御座候処、先年大凶之頃より追々他郷渡高不少有之、村方困窮ニ罷成往々難立行難洪仕候、然者先祖より数代肝煎役被仰付候義、御上様之御高恩莫太之事ニ御座候得ハ、何んと而村方引立、随而可成御苦柄奉省度、色々心配仕候得共、地狭之村方外ニ手段も無御座ニ付、責而ハ他渡高斗りも引戻申度心得ニ而、郷人共夫々申合仕、天保七申年御郡方へ願奉申上、御威光を以格段取調仕、売券并

二質入田地共九万四千四百九拾苧、同十四辰年迄不残本符人江買戻仕候
分、左之通御座候

一、田地三万六千五百五拾苧

右者水無村源藏江売券ニ相成候分、天保八酉年より同十二丑年迄不残買
戻仕候、尤困窮ニ而出銭行届兼候者江、御郡方江願申上御銭貳百六拾壹
貫八百文拜借被仰付候

内 千三百苧 本郷 荒瀬村

同 貳千七百五拾苧 枝郷 土倉村

(中略：附表1参照)

一、当村之義者御高不相応之家数人数共多分ニ御座候而、聊不作之年柄飯
料差支難渋仕候ニ付、郷備相立申度年来心懸仕候得共、行届兼罷有候処、
嘉永六丑年、御都方より備御元米として組合七ヶ村江百石被下置「候
内」、当村へ貳拾五石拜領被仰付難有奉存候、依之同年より村方精分仕、
時々御足合等願申上、安政四巳年、糶ニ而八百三拾三石郷備仕、一方安
堵ニ相成申候

一、本郷荒瀬村之義者、家数七拾軒之村居ニ御座候得共、御高三拾貳石外
無御座、至而御田地不足ニ而、多分無高同様之者勝ニ御座候故、米高直
之年柄、小売米を始他村と異成御苦柄申上、恐入奉存候、依之佐山沢水
元ニ而開發仕度年来心懸、去ル天保十三寅年郷中江相談取懸候得共、長
間殊ニ堅岩多分ニ而逆も行届兼、打捨罷有候へ共、不得止安政四巳年御
忠進申立、御檢使得御見分、悉皆自分物入を以普請取懸関筋成就仕、去
春中より田地打起し五千苧余植仕付仕候、明春迄ニハ貳万苧起相開申
度、追々熟田次第壹万五千苧相開キ可申取調仕候、左候得者、追々村方
格別余勢ニ相成、相助り可申奉存候

近代移行期における山村の開發と由緒

一、当沢之義者、沢入嶽下之為御田地不熟勝ニ御座候得共、御時節柄村方
勸弁仕、明「昨」年迄捨「九」ヶ年之間御毛見御苦柄不奉申上候
右之通御座候、以上

荒瀬村

肝煎

万延元年

長左衛門

申六月

私担所秋田郡阿仁荒瀬村肝煎長左衛門儀、去ル天保八酉年中親長左衛門
引繼肝煎被仰付、今年迄二十四ヶ年相勤申候、然ハ先祖吉左衛門より
当人迄六代肝煎連綿相勤、右勤中村方開發并起返り切添共御竿入ニ相成
候分、当高百四拾五石三斗七升五合出高二相成、尚先年凶作之砌村方非
常之困窮ニ相成、無抛村方田地九万四千四百苧余他渡ニ相成候処、尚更
難立行難渋至極ニ相至候ニ付、当人格別心切之取扱より、追々と無残元
符人江買戻候得ハ、村方一方之助ニ相成候、且至而御田地不足之村居ニ
御座候ニ付、年来開發江心を用、佐山沢と申所水元ニ致、堰筋普請江取
懸候所、長間殊ニ難所ニ而行届兼候得共、又々去ル安政四巳御忠進申上、
悉皆自分物入ヲ以普請取懸候所、漸々堰筋成就仕、去春中より開田ニ相
成、今年五千苧余植仕付仕候、明年迄壹万五千苧開田ニ相成可申、其外
郡方より郷備為元米百七拾五石被下置候処、格別出精仕、村方ニ而三百
貳拾五石相備、都合糶ニ直し八百三拾三石郷備仕候、且又御時節柄を奉
存、今年迄御毛見御苦柄も不申立、兼而村方を始支郷村々共心切之取扱
より熟和いたし、御苦柄も不申上候儀者、畢竟御用向実体之勤方故と奉
存候、委曲ハ村方并ニ当人書面ニ相見得候通り御座候間、御障も無御座

候ハ、当人親担ニ相成候様御賞被成下度、於私も奉願候、右之趣宜敷様被諏上被下度奉存候、以上

申九月

安東多門

〔表紙〕 天保七年

水無村源藏田地村方ニ有之分相調候人別書上覚

申九月

控

覚

一、田地五千七百式拾苜 幸屋渡村

右者百苜ニ付拾三貫六百元、此節出銭買入申度分

内 千五百五拾苜 長之助

代銭十月申迄積立申度

同 五百苜 久兵衛

代銭調達ニ相成候分

(中略：附表2参照)

惣田地ノ式万九千七百五拾苜

内 式千式百五十苜

右者不残出銭ニ相成候分

同 式万三百七拾五束苜

右者百苜ニ付拾三貫六百元出銭ニ相成候分

同 三千苜

右者元銭十ヶ年割ニ而調申度

同 四千百廿五束苜 買主無之分

代 千三百四八拾六貫文

利百拾九貫七百五拾文

覚

一、御銭式百六拾壹貫八百元 千九百十五束苜分

右之通り、此度水無村源藏処持田地、「村方ニ有之分」相調候ニ付、符人共へ拜借被仰付難有奉存候、右返上之義者明年より向拾ヶ年割を以急度「可」奉返上候、万壹符人共返上相成兼申候得者、郷中ニおいて償ひ「可奉」返上候御事

荒瀬村

肝煎

天保七年

長左衛門

申九月

見習

伝 治

同村

長百性

長重郎

同

「」

御扱様

〔表紙〕

上

指上候書付之事

水無源蔵渡 本符人豊 治

一、田地千苧 正 治

同 本符人清之丞

一、同 千五拾苧 佐 太郎

同 本符人惣五郎

一、同 六百苧 久 蔵

同 本符人清十郎

一、同 七百苧 耕 田 寺

同 本符人長 治

一、同 五拾苧 八郎右衛門

同 本符人豊 次

一、同 二千五百苧 長 治

同 本符人清 蔵

二百苧 清 壱 郎

同 本符人清十郎

一、 三百苧 同 人

合六千八百五拾苧

此作徳拾七石壺斗式升五合
但シ百苧ニ付壺表宛

^(島町)
□□理左衛門渡

一、田地百五拾苧 与 吉

同

一、同 七百苧 清 三 郎

同

一、同 貳百苧 清之丞

同

一、同 貳百五拾苧 与次兵衛

^(下)

一、同 千貳百苧 長 次

合式■千四百苧

此作徳六石

但シ百苧ニ付壺表宛

島町長四郎渡分

一、田地千貳百苧 甚 助

合

此作徳三石 但シ百苧ニ付壺表宛

庄司元五郎渡分 本符人長 次

一、田地八百苧 正 次

同 本符人吉 助

一、同 三百苧 久 兵 衛

合千百苧

此作徳貳石七斗五升
但シ百苧壺表ツ、

惣メ壺万千五百苧

此作徳貳拾八石八斗七升五合

右田地子年より他渡り相成候所、去ル申年中より段々御取扱被下、御上より拝借ニ始、千章^(註)之御働ヲ以引戻、一郷安跡^(註)之基本相成難之事奉存候、依而之以来如何様之事有之候而茂、他支配他郷江売券ハ勿論質入等旨而致

不申、御元様より以御勤功形、私共生厓ハ不申及、子孫へも申伝、往々立行候様ニ可仕候、随而村方一統相陸、小間居者聊も勞煩ケ間敷義無之様ニ、相再心ヲ用、御規法相守、郷中引立申度奉存候、為以後前条堅ク相守、毛頭破脚仕間敷、依而之一札指上申候

幸屋村

弘化三年

地主 長治^印

午三月

長名 清五郎^印

同 甚助^印

肝煎

長左衛門殿

〔家長紙〕

幸屋村

一、三千四百疇

畠町利左衛門渡り分

〔家長紙〕

上

┌

田地受返書上

一、六千六百疇

庄司元五郎渡り分

内 五千貳百疇

久兵衛

同 九百疇

久藏

同 貳百疇

与五左衛門

同 三百疇

丹之助

ノ

一、五千七百貳拾疇 水無村源藏渡り分

内 千五百五拾疇 長之助

同 五百疇 久兵衛

条 藏

同 六百疇 久治郎

同 七拾疇 佐助

同 五百疇 助太郎

同 六百疇 丹之助

同 千刈 三左衛門

同 貳百疇 久藏

同 三百疇 長太郎

同 貳百疇 多郎兵衛

同 貳百疇 彦十郎

一、三千四百疇

内 千刈 久兵衛

同 五百疇 久藏

同 五百疇 久六

同 三百疇 惣吉

同 貳百疇 多郎左衛門

同 六百疇 久二郎

同 三百疇 与五左衛門

ノ

一、百疇

喜惣兵衛渡り分

ノ 壹万五千六百貳拾疇

此作得米三拾九石■五斗五升

右之通りニ御座候、以上

幸屋渡村

弘化三年

地主 久 治^印

午三月

長名 与五左衛門^印

同 惣 太 郎^印

同 久 松^印

同 久 藏^印

同 長 之 助^印

同 丹 之 助^印

同 「」助^印

同 久 太 郎^印

本郷

御役処

上

上

荒瀬村

肝煎

長左衛門「」

乍恐以口上書奉申上候御事^①

私事天保六未年肝煎見習被仰付、同八西年親長左衛門引継本役被仰付、御威光を以御用無滞相勤候段、難有仕合ニ奉存候御事

近代移行期における山村の開発と由緒

一、当村之義者先年小渕村支配郷ニ御座候処、長沢目之村居、且仙北郡境、銅山禁郷ニ付、肝煎無之候而ハ難相成段被仰渡、元禄十一寅年より肝煎被立置、六郎右衛門と申者被仰付、享保十六亥年迄三十四ヶ年之間治右衛門、伊兵衛、伊左衛門、右四人相勤候後、同年より私先祖吉左衛門肝煎被仰付、私迄六代連綿相勤候段、難有仕合ニ奉存候、勤中村方開発并ニ起返り切添出高共申立、御竿入ニ相成候分、当高百四拾九石五斗四升木余三斗七升五合、別紙書上之通ニ御座候御事

一、当村之義者技郷十式ヶ村ニ而、家数・人数多分ニ御座候へとも、至而御田地不足之村居ニ御座候所、先年大凶之頃より不得止追々他郷渡高不少有之、村方困窮ニ相成、往々難立行難洪仕候、然者数代肝煎役被仰付候義御高慮重畳難有御事ニ奉存候へ者、何と而村方引立、随而可成丈御苦柄奉省度色々心懸ヶ候へ共、地狭之村方、外ニ手段も無御座候ニ付、他郷渡高計りも引戻申度心得ニ而郷人共夫々申会仕、天保七申八西年より御郡方江願奉申上、困窮之者江米銭拝借等仕、御威光を以格段取調仕、売券并ニ質入田地共別紙書上之通、九万四千四百九拾疋、同十四辰年迄元符人へ「不残」買戻仕候ニ付、十方助ニ罷成一沢格別引立ニ罷成難有奉存候御事

一、本郷荒瀬村之義者家数七拾軒之村居ニ御座候へとも、御高三拾式石余外無御座、至而御田地不足ニ御座候■付、多分無高同様之者勝ニ御座候所、聊不作之年柄も小売米を始他村ニ異なる御苦柄申上恐入奉存候、依之村方地方開発仕度年来心懸ヶ、去ル天保十三寅年より、佐山沢水元ニ而堰筋普請仕度、郷中相談之上取懸り候へとも、長間殊ニ堅岩多分ニ御座候而、迎も行届兼打捨罷有候へとも、不得止安政四巳年御忠進申立御検使得御見分、悉皆自分物入を以普請取懸り、堰筋成就仕、去春中より

田地相起、今年五千苧余植付仕候、明春迄壹万苧相開申度、追々熟田次第壹万五千苧相開ケ可申取調仕候、左候へ者村方一方之余勢ニ相成、可申奉存候御事、随而聊御苦柄相省申度奉存候御事

一、当村之義者前書奉申上候通、長沢目ニ而至而御田地不足之村居ニ御座候へ者、平年迎も多分買食を以相統罷有候ニ付、万一凶作之年柄重御苦柄ニ相成恐入奉存候、依之一方之郷備相立申度年来心懸ケ仕候へとも行届兼罷有候所、嘉永六丑年御郡方より、郷備為御元米組合七ヶ村へ御米百石被下置、右之内当村江式拾五石拝領被仰付難有奉存候、依之同年より村方格別出精仕、安政四巳年迄五ヶ年、御郡方より百七拾五石拝領、困窮之村方三百式拾五石取立、都合糶ニ而八百三拾三石郷備仕、是又一方安堵相成申候事

一、当沢之義者嶽下沢入之村居ニ御座候へ者、御田地不熟勝ニ御座候へ共、御時「節」柄村方勘弁仕、今年迄十ヶ年ヶ間、御毛見御苦柄等不奉申上候御事

右之通りニ御座候、以上

荒瀬村

肝煎

長左衛門

万延元年
申六月
安東多門殿

乍恐以口上書奉願上候御事

当村肝煎長左衛門事、去年より肝煎役被仰付、数代連綿相勤候所、畢竟御威光故と難有仕合ニ奉存候御事

一、当人先祖より肝煎役連綿勤中、村方開発并ニ起返り切添開共、当高百四拾五石三斗七升五合出高ニ相成、当長左衛門勤中、先年より他村渡高田地九万四千四百九拾苧、当人取扱を以元符人江買戻仕候ニ付、一村格別引立ニ相成申候、且又当村之義者至而御田地不足之村居ニ御座候所、当人年来心懸仕佐山沢水元ニ而堰筋普請江取懸り仕悉皆自分申分惣人物入を以成就仕、今年田地五千苧余開田植付仕候、追々壹万五千苧相開ケ可申取調仕候、左候へ者村方之益筋ニ相成相助り申候、其上去ル巳年間中御郡方へ願申上、郷備為御元立御米式拾五石拝領仕、同年より巳年迄五ヶ年中百七拾五石拝領仕候ニ付、困窮之村方格別之出精仕、三百式拾五石取立、都合糶直し八百三拾三石郷備仕、是又一方安堵ニ相成、万端心を用、深切ニ相勤候ニ付、一郷熟和仕、御苦柄等不奉申上候故、畢竟

■取扱宜敷故ニ奉存候、「依之」此度委曲当人より申立候通ニ御座候間、此段宜敷御聞届、一方之御賞被成下度、乍恐奉願上候

右之趣宣敷被仰上被下置度、乍恐奉願上候、以上
万延元年
申六月
荒瀬村長百性
善左衛門
長十郎

同 与右衛門
同 伊三郎
同 長右衛門
同 兵吉
同 敬之助

上

荒瀬村

元表紙

安東多門殿

同 五郎惣

申六月

安東多門殿

別紙^⑬ 覚

- 一、当高 九斗五升六合 享保十七子年
- 一、同高 壹石六斗三升 同十八丑年
- 一、同高 三拾七石九斗六合 寛保三亥年
- 一、同高 八石八斗六升九合 明和元申年
- 一、同高 五石五升七合 同九辰年
- 一、同高 三石五升七合 安永三年年
- 一、当高 三石貳斗壹升六合 寛政六寅年
- 一、同高 拾六石七斗壹合 同十一未年
- 一、同高 五石五斗五升壹合 享和元酉年
- 一、同高 五石四斗五升壹合 文化十四丑年
- 一、同高 貳拾九石四斗 文政七申年
- 一、同高 拾四石壹斗壹升壹合 天保二卯年
- 一、同高 貳斗壹升四合 天保十二丑年
- 一、同高 拾三石貳斗五升六合 嘉永六丑年

合百四拾五石三斗七升五合
私先祖より肝煎勤中村方出高奉書上候、以上
右之通勤中出高奉書上候

万延元年

荒瀬村

肝煎

長左衛門

覚

上 他郷渡り高引戻書上

荒瀬村

肝煎

長左衛門

覚

一、田地 三万六千五百五拾疇

右者水無村源蔵江売券ニ相成候分、天保八酉年より同十二丑年迄不残買戻仕候

困窮ニ而出銭相成兼候者、御郡方へ願奉申上、御銭貳百六拾壹貫八百文
拝借被仰付候 但し此文面相除候様被仰付候

内 千三百疇

本郷 荒瀬村

同 貳千七百五拾疇

枝郷 土倉村

(中略：附表3参照)

右之通先年他郷渡ニ相成候田地取扱仕、元符人江買戻仕候分奉書上候、以上

荒瀬村

肝煎

長左衛門

万延元年

申六月

安東多門殿

附表1

(単位: 苻)

94,490	作徳米貳百三拾六石貳斗貳升五合、但百苻ニ付貳斗五升ツ、
36,150 ¹⁾	水無村源蔵江売券ニ相成候分、天保八四年より同十二年迄不残買戻仕候、尤困窮ニ出銭行届兼候者江、御郡方江願申上御銭貳百六拾壹貫八百文拝借被仰付候
1,300	本郷荒瀬村
2,750	枝郷土倉村
6,700	同 根子村
3,050	枝郷笑内村
5,720	同 幸屋渡村
6,850	同 幸屋村
1,150	同 比立内村
3,530	同 戸島内村
2,600	同 中村
2,500	同 打当村
15,700	前田村庄司元五郎江売券相成候分、天保十三寅年不残買戻仕候
2,900	本郷荒瀬村
800	枝郷伏影村
1,950	同 根子村
7,750	同 幸屋渡村
1,100	同 幸屋村
1,200	同 比立内村
31,650	銀山町理左衛門江売券貳万苻、質入壹万六千六百五拾苻、天保十四卯年より同十五辰年迄不残買戻仕候、尤困窮ニ出銭行届兼候ものへ御郡方江願申上、御米百五拾石拝領被仰付候
1,200	本郷荒瀬村
3,350	枝郷荒瀬川村
5,050	同 萱艸村
2,200	同 伏影村
3,850	同 根子村
450	同 笑内村
3,400	同 幸屋渡村
2,400	同 幸屋村
2,000	同 比立内村
2,950	同 戸島内村
3,500	同 中村
1,300	同 打当村
3,000	銀山町長四郎へ売券ニ相成候分、天保十五辰年不残買戻仕候
1,100	枝郷幸屋村
1,500	同 比立内村
400	同 戸島内村
4,690 ²⁾	銀山町喜惣兵衛江売券ニ相成候分、右同年買戻仕候
2,250	枝郷根子村
100	同 幸屋渡村
250	同 戸島内村
950	同 打当村
3,000	土倉村 平里村八郎兵衛へ売券ニ相成候分、右同年不残買戻仕候
300	同 村 吉田村吉右衛門へ売券ニ相成候分、右同年買戻仕候

注1) 網掛部分は翻刻と対応。2) 計算すると3550。

附表2

(単位: 苻)

29,750	惣田地ノ
5,720	幸屋渡村 百苻ニ付拾三貫六百文、此節出銭買入申度分
1,550	長之助 代銭十月中迄積立申度
500	久兵衛 代銭調達ニ相成候分
600	久治郎 代銭十月中迄積立申度候
70	佐助 代銭調達ニ相成分
500	助太郎 代右同断
600	丹之助 右同断
1,000	比立内三左衛門 右同断
300	丑松 右同断
200	太郎兵衛 右同断
200	久蔵 代銭十月中迄積立申度候
200	長四郎
7,550	幸屋村
300	五郎八 代銭調達ニ相成候
1,050	清三郎 代同断
400	清蔵 右同断
2,000	長次 右同断
800	清竹 代銭十月中迄積り立
2,000	長次 元銭十ヶ年わりニ出銭申度候
1,000	買主無之分 代三百三拾六貫文
1,150	比立内村
300	弥太郎 元銭拾三貫六百文調達相成候
100	三左衛門 右同断
150	平之助 右同断
150	万吉 右同断
450	長四郎 代銭十二月中積立申度
2,830	戸島内村
400	作右衛門 代銭調達ニ相成候分
125	喜平次 右同断
205	治五兵衛 右同断
250	仁左衛門 右同断
450	六右衛門 右同断
125	万之丞 右同断
100	比立内三左衛門 右同断
1,175	残り 計三百九拾四貫八百文
2,300	中村
1,000	弥右衛門 代銭不残調達調候分
400	平助 右同断
900	残り 代銭三百貳貫四百文
2,500	打当村
700	九右衛門 不残出銭調申度
150	伊左衛門 右同断
1,500	長兵衛 十月中迄元銭拾三貫六百文出銭調申度
150	残り 代五拾貫四百文
6,400	根子村
5,500	百苻ニ付拾三貫六百文出銭ニ相成候
900	残 代三百貳貫四百文
1,300	荒瀬村
300	善左衛門
1,000	長左衛門

注) 網掛部分は翻刻と対応。

附表3

(単位: 苻)

94,490	作田米貳百三拾六石貳斗貳升五合、但し百苻ニ付貳斗五升宛
36,150 ¹⁾	水無村源蔵江売券ニ相成分、天保八四年より同十二年迄不残買戻仕候、困窮ニ出銭相成兼候者御郡方へ願奉申上、御銭貳百六拾壹貫八百文拝借被仰付候 但し此文面相除候様被仰付候
1,300	本郷荒瀬村
2,750	枝郷土倉村
6,700	同 根子村
3,050	同 笑内村
5,720	同 幸屋渡村
6,850	同 幸屋村
1,150	同 比立内村
3,530	同 戸島内村
2,600	同 中村
2,500	同 打当村
15,700	前田村庄司兵五郎江売券相成候分、天保十三寅年不残買戻仕候
2,900	本郷荒瀬村
800	枝郷伏影村
1,950	同 根子村
7,750	同 幸屋渡村
1,100	同 幸屋村
1,200	同 比立内村
31,650 ²⁾	銀山町理左衛門江売券貳万苻、質入壹万六千六百五拾苻、天保十四卯年より同十五辰年迄不残買戻仕候、困窮ニ出銭相成兼候者、御郡方へ願奉申上、御米百五拾石年割を以て拝借被仰付候 右文面相除候様被仰付候
1,200	本郷荒瀬村
3,350	枝郷荒瀬川村
5,050	同 萱艸村
2,200	同 伏影村
3,850	同 根子村
450	同 笑内村
3,400	同 幸屋渡村
2,400	同 幸屋村
2,000	同 比立内村
2,950	同 戸島内村
3,500	同 中村
1,300	同 打当村
3,000	銀山町長四郎江売券ニ相成候分、天保十五辰年不残買戻仕候
1,100	枝郷幸屋村
1,500	同 比立内村
400	同 戸島内村
4,690 ³⁾	銀山町喜惣兵衛江売券ニ相成候分、右同年買戻仕候
2,250	枝郷根子村
100	同 幸屋渡村
250	同 戸島内村
950	同 打当村
3,000	土倉村 平里村八郎右衛門江売券ニ相成候分、右同年買戻仕候
300	同 村 吉田村吉右衛門江売券ニ相成候分、右同年買戻仕候

注1) 網掛部分は翻刻と対応。2) 計算すると28,700。附表1と照合すると戸島内村の2,950苻が脱落カ。3) 計算すると3550。